平成２９年（フ）第５００８号
大阪府豊中市東豊中町１丁目７番７―104号
債務者　渡邉　恭弘
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０２９号
大阪府寝屋川市春日町２番９―402号
債務者　西尾千由紀
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６７号
大阪府門真市石原町４番17号　石原町ガーデンハイツ102号
債務者　永田　　桜
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６９号
大阪府守口市大日東町16番13―106号、前住所大阪府守口市金田町３丁目43番２―103号
債務者　大濱佐智子（旧姓成重）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
兵庫県小野市天神町80番地の1761
債務者　中尾　康晶
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県小野市天神町80番地の1761
債務者　中尾　克子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第８１号
岡山県津山市大田277番地７、前住所岡山県岡山市北区今４丁目２番７号　ハッピーハイツ今104
債務者　柴田　康平
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１６１５号
名古屋市中川区かの里１丁目1402番地　ファミール清水Ｃ－２　101号
債務者　吉田　昌功
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３６号
名古屋市港区名四町56番地　名山荘　103号
債務者　藤原　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６５２号
名古屋市中村区黄金通５丁目15番地　ステージア黄金301号
債務者　松下真優香
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７９２号
名古屋市名東区本郷３丁目142番地　本郷第１コーポ501号、従前の住所愛知県豊橋市植田町字稲場31番地１
債務者　櫻井わかな
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３００号
愛知県一宮市玉野字渕ケ巻51番地　玉野団地１棟107号
債務者　大山建築、大山サイディングこと　**脇**本　　侑
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４０１号
兵庫県加古川市加古川町友沢422番地の１ファミーユ友沢弐番館102号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町長田168番地の１セザール加古川Ａ―404号
債務者　永山　祐司
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７１号
兵庫県姫路市夢前町戸倉135番地
債務者　恒藤沙智子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３０３号
沖縄県浦添市内間４丁目20番29―303号　東江荘
債務者　上原　　幸（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３２８号
沖縄県浦添市宮城４丁目12番12―401号　コーポブルースカイ
債務者　坂井　理恵
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１５号
北海道小樽市朝里３丁目10番15号
債務者　渡辺　敦啓
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部